

高松大学学位規程

平成12年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条、高松大学学則（以下「学則」という。）第40条及び高松大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第26条の規定に基づき、高松大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

(学位)

第2条 本学において授与する学位の種類は、学士及び修士とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

経営学部 経営学科 学士（経営学）

発達科学部 子ども発達学科 学士（発達科学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

経営学研究科 修士（経営学）

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、学則第39条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第3条の2 修士の学位は、大学院学則第25条の規定に基づき、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

(学位論文)

第4条 前条に係る学位論文（修士課程の学位論文をいう。以下同じ。）は、1年以上在学し、かつ16単位以上修得した者に限り提出することができる。ただし、優れた業績をあげた者については、この限りでない。

2 学位論文は1編とし、指定の期日までに研究科長に提出するものとする。ただし、参考として他の論文等を添付することができる。

3 研究科長は、学位論文の審査に必要があるときは、関係資料等の提出を求めることができる。

4 提出された学位論文は返還しない。

(学位論文審査等の付託)

第5条 研究科長は、学位論文を受理したときは、その審査を研究科委員会に付託するものとする。

2 研究科委員会は、審査委員を選出して、当該審査及び最終試験を行う。審査委員は、研究科委員会の構成員から選出し、その人数は、当該学生の特別演習担当教員を含めて3名とする。

3 研究科委員会において必要と認めるときは、前項による審査委員のほか、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(修士課程の最終試験)

第6条 最終試験は、学位論文の審査終了後、当該学位論文を中心として、筆答又は口答で行うものとする。

2 学位論文の審査基準は、大学院学則第6条の2に規定する研究科・専攻の目的が満たされるものとし、具体的な水準は別表1のとおりとする。

(審査の報告)

第7条 審査委員は、前条に基づき、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、その結果を研究科委員会

に文書により報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

第8条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士の学位授与の可否を決定する。

2 前項の議決は、研究科委員会の構成員（長期不在者及び休職者を除く。）の3分の2以上が出席し、かつ出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。

(学長への報告)

第9条 研究科委員会は、前条の決定をしたときは、その結果を文書により学長に報告しなければならない。

(学士の学位の授与)

第10条 学長は、学則第39条の規定に基づき、卒業を認定した者に学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(修士の学位の授与)

第10条の2 学長は、第9条の報告に基づき、学位を授与し、学位記を交付するものとする。

(学位の名称)

第11条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「高松大学」と付記するものとする。

(学位授与の取消)

第12条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会又は研究科委員会の議を経て当該学位を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取り消したときは、学位記を返還させ、かつその旨を公表するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 学位論文審査基準

学位論文の審査にあたっては、次の各点を考慮しながら評価を行う。

1	研究の問題意識が明確で、かつ目的の設定が適切であること。
2	先行研究が適切に吟味・検討されていること。
3	事実調査・文献資料などの探索が十分にできていること。
4	内容の記述や展開が説得的であること。
5	結論に至る過程が論理的で、整合性があること。
6	内容にオリジナリティがあること。
7	引用等が適切になされ、論文としての体裁が整っていること。
8	学内及び学会等の倫理規程や倫理基準等を遵守していること。